

日光市若者活動応援事業について

～若者の挑戦を日光市が応援します！～

1. 趣旨

市内の若者が地域の活性化、魅力向上、まちづくりおよび課題解決を目的とした自主的な活動に必要な経費を補助します。

2. 補助金対象の活動・事業

- ① 地域の魅力向上を目的とした活動
(例: 地元製品のプロモーションイベントなど)
- ② まちづくりや地域課題解決を目的とした活動
(例: 環境美化活動、小中学生への学習支援活動、福祉施設訪問活動)
- ③ 団体の構成員以外の市民も参加でき、地域住民の交流を促進する活動
(例: スポーツ体験イベント、地域運動会)

※既存の団体の会合などは対象外となります。

- ④ 上記の他、市長が特に必要と認めた活動

※部活動や生徒会等の活動で申請する場合は、現在行っている活動をさらに発展・拡充するものが対象となります。

※申請手続きの前に、地域振興課までご相談ください。

3. 補助金の額

補助対象経費の全額（上限 10 万円）

4. 補助の回数

同一の事業対象者につき、1 会計年度につき 1 回限り

5. 補助対象者

- ① 団体の規約が整備されていること
- ② 構成員が 2 名以上であり、過半数が市内在住または市内に通勤・通学している若者であること

若者とは：16 歳以上 29 歳以下の者（16 歳は年度内に年齢に達する者を含む）

※18 歳未満の者のみで構成されている団体の場合、活動を支援する 18 歳以上の責任者が必要です（満 18 歳の者は 18 歳に達した後、最初の 3 月 31 日までの間にある者を除く）

（例：保護者や市民団体活動に精通している成人等）

- ③ 市内に活動拠点を有している、または市内を活動地域としていること
- ④ その他、市長が補助対象者として不適当と認めた団体でないこと

6. 提出書類

① 事業実施前の申請

- ・ 補助金等交付申請書
- ・ 若者活動応援事業計画書
- ・ 若者活動応援事業収支予算書
- ・ 団体概要調書
- ・ 団体の規約
- ・ 構成員名簿
- ・ 団体の活動歴のわかるもの（例：総会資料、パンフレット、チラシ等）
- ・ 確認書
- ・ 事業見積書の写し等

※土地・建物を借用して実施する場合は、使用許可書(承諾書)の写しが必要です

② 事業実施後の報告

- ・ 補助事業等実績報告書
- ・ 若者活動応援事業実績書・収支決算書
- ・ 活動報告書
- ・ 事業関係書類（例：開催通知、パンフレット、チラシ、掲載記事の写し等）
- ・ 領収書の写し
- ・ 交付請求書
- ・ その他必要なもの

※活動報告書の内容は市ホームページにて公表されます。

7. 申請手続きの流れ

- ① 事業開始前に申請書を提出し、市の担当者にプレゼンテーションを行い審査を受けます。
- ② 市から交付決定通知が届いたら事業を開始します。
- ③ 事業が完了したら、実績報告書および補助金交付請求書を提出します。
- ④ 請求書に記載された口座に補助金が振り込まれます。

※概算払い請求も可能です（事業開始前に補助金を支出）

8. サポート体制

- ① 地域振興課：補助事業に関連する費用や書類の確認、相談支援などを行います。
市役所本庁舎 3 階 35 番窓口（TEL：21-5147）
営業時間：平日 8:30～17:15（土日祝日および年末年始を除く）
- ② 日光市民活動支援センター：補助事業の実施や団体運営に関する相談支援などを行います。
二宮尊徳記念館・日光歴史民俗資料館 2 階（今市 304-1）（TEL：22-2271）
営業時間：9:00～19:00（年末年始を除く）
※団体登録することで会議室やホールなどを無料で利用できます。

お問い合わせ先：日光市地域振興課 市民協働推進係（TEL：21-5147）